

Ⅳ 個別の教育支援計画と個別の指導計画

1 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある幼児児童生徒一人一人に対するきめ細やかな支援を、組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。そして、この2つの計画は、作成の目的や観点が異なる計画と言える。

教育を取り巻く家庭や福祉、医療、保健、労働などの様々な支援内容を含め、就労までを見据えた一貫した支援について記述された個別の教育支援計画を踏まえて、具体的で適切な個別の指導計画が作成される。

平成29年3月告示の小学校・中学校学習指導要領総則において、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対する指導や支援が、組織的・継続的に行われるよう個別の教育支援計画や個別の指導計画を全員に作成することとなる。また、通常の学級に在籍し、通級による指導を「受けていない」障害のある児童生徒の指導に当たっては、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用に努めるとされている。児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うためにも、作成と積極的な活用が必要である。

(1) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」との違い

個別の教育支援計画は、在学中のみならず、乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツールとなるものである。

これに対して、個別の指導計画は、学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画である。

2 個別の教育支援計画

(1) 個別の教育支援計画とは

個別の教育支援計画とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人を関係機関（教育、福祉、医療、保健、労働等）が連携して効果的な支援を行うとともに、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な教育的支援を行うための計画である。つまり、関係者が、本人や保護者の願いや目標、支援内容、支援方法などの情報を共有したり役割分担したりして適切な支援をしていくためのツールである。

平成21年3月告示の特別支援学校学習指導要領により、特別支援学校において、個別の教育支援計画を作成することが義務付けられた。幼稚園、小・中学校においては、平成20年3月告示の教育要領や学習指導要領において、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことが規定された。また、小・中学校においては、平成29年3月告示の学習指導要領により、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとされた。

本県では、様式について、地域の特別支援教育連携協議会等で検討の上、市町村ごとに定めることとしている。

（県教育委員会発行の「平成19年改訂版 小・中学校における『個別の教育支援計画』作成の手引き」参考）

早期に作成することが望ましいが、いつ作成するのか、決まった時期はない。高等学校段階で必要性が生じ作成する場合もある。

平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」では、国公立学校等は、「合理的配慮の不提供の禁止」について法的義務が課せられている。

また、平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告の中には、「『合理的配慮』について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されるのが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。」と記載されている。

障害のある幼児児童生徒への支援において、個別の教育支援計画の作成・活用は、必須事項であり、どのような支援を、どれだけ受けているのか、その支援の理由や見通し等を、保護者と共通理解をしながら、対象となる幼児児童生徒への支援を進めていくことが大切である。

(2) 個別の教育支援計画の作成

① 作成の目的

個別の教育支援計画は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

② 対象

通常の学級に在籍する発達障害及び障害のある全ての幼児児童生徒のうち、個別の教育支援計画を作成する必要がある幼児児童生徒。（発達障害等の診断をされていなくとも、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために、特別な教育的支援を必要とすると思われる者も対象とする。）

③ 内容（例）

- ・本人のプロフィール
- ・本人、保護者の願いや要望
- ・幼児児童生徒の特別な教育的ニーズの内容
- ・適切な支援の目標
- ・本人、保護者と合意形成された合理的配慮の内容とその時期
- ・教育的支援を行う者や機関の支援内容とその時期
- ・評価の実施時期、改訂・引継の内容 など

④ 参考資料

個別の教育支援計画の作成・活用・評価の詳細については、「小・中学校における個別の教育支援計画作成の手引き」及び「学校における合理的配慮の提供について（様式と記入例）」（千葉県教育委員会HP）、「資料編 気づきから支援へ・個別の教育支援計画作成例」を参照のこと。

(3) 保護者及び関係機関との連携

① 保護者との連携

個別の教育支援計画の内容が充実したものになり、有効に活用されていくためには、その子についての情報がどれだけ集められているのかが大きな意味をもつ。そのため、支援者の中で一番身近な保護者が、的確な情報や教育的ニーズを提供し、積極的に作成等に参画していくことは大切なことである。

保護者は、作成・実施・評価・改訂の全てに参画することになるが、実際にどのように連携していくかは、学校側と保護者が話し合っただけで検討していくことになる。また、学校や関係機関は、保護者が適切な判断ができるよう、適切な情報を提供する必要がある。

② 関係機関との連携

地域の市町村福祉課、福祉施設、NPO法人、中核地域生活支援センター等様々な支援機関と連携して、学校が個別の教育支援計画を作成する過程で、その子を中心としたネットワークができていく。

また、個別の教育支援計画は、就学中に学校関係者を中心に作成されるが、就学前には福祉、医療関係者が、卒業後は福祉、労働関係機関等が中心となって個別の支援計画を作成することが考えられる。生涯にわたって一貫した支援を受けられることを目的に作成されるとすれば、ライフステージごとの支援機関の連携が円滑に行われるよう、さらに関係機関のネットワークが必要である。なお、様式については、地域の特別支援連携協議会等で、地域の実態に応じたものを作成・協議している。

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められている。特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報の共有が必要となってくる。各自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域の切れ目ない支援を受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方先を検討するため、文部科学省と厚生労働省の両省により、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを発足させた。

3 個別の指導計画

(1) 個別の指導計画とは

個別の指導計画とは、学校の教育課程において、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画である。

平成11年3月告示の盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領において、重複障害者の指導と自立活動に当たり指導計画を作成することが義務付けられた。

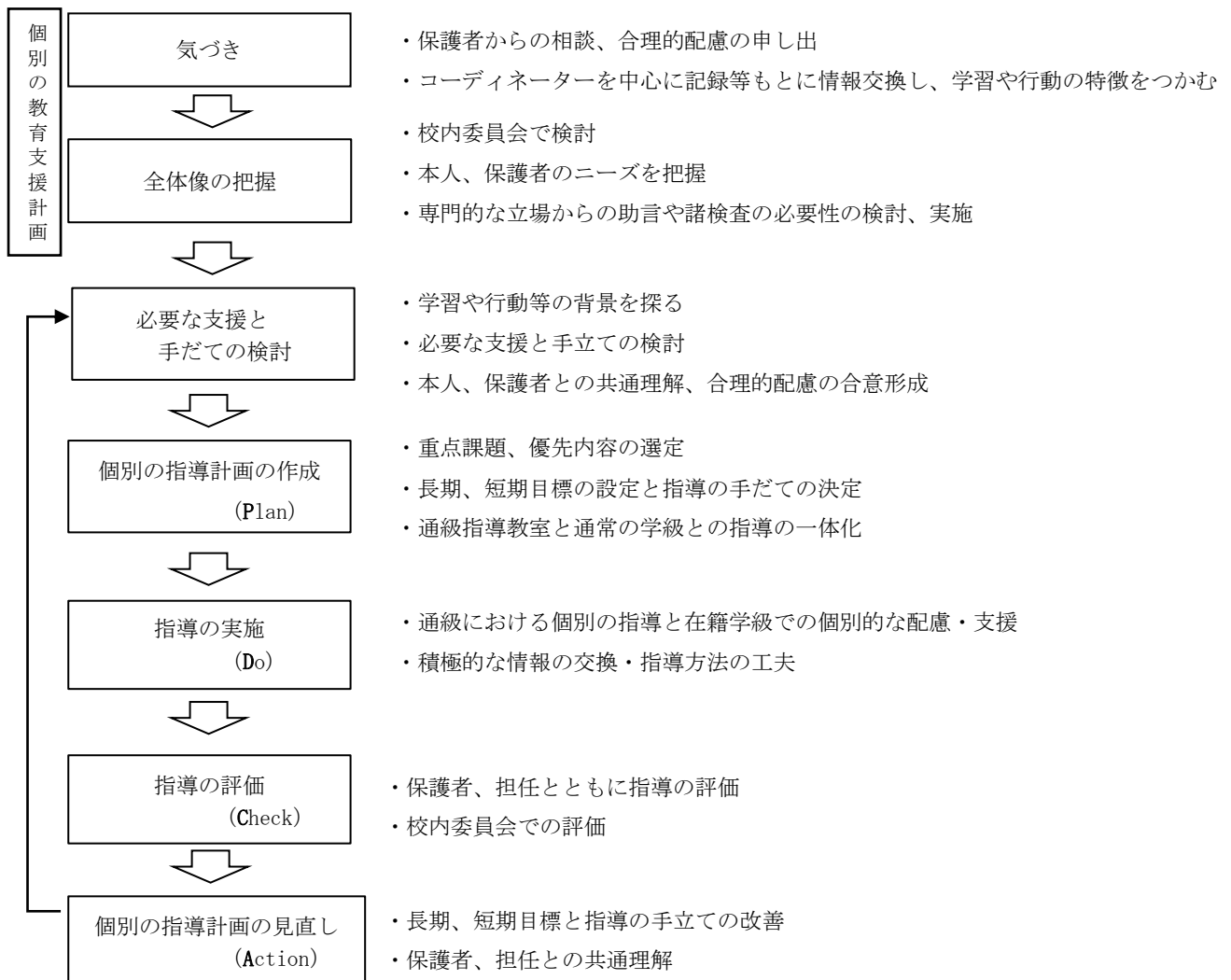
平成21年3月告示の特別支援学校学習指導要領において、各教科等の指導に当たって、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成することが規定された。これにより、全ての特別支援学校において、在籍する全ての幼児児童生徒に対して個別の指導計画を作成することが義務付けられた。また、幼稚園、小・中学校について、平成20年3月告示の教育要領や学習指導要領において、指導についての計画等を個別に作成することなどにより、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行うことが規定された。幼稚園、小・中学校においても、個別の指導計画を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めることが求められた。

平成29年度3月告示の小学校・中学校学習指導要領総則において、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒は、これまでの実績を踏まえ、全員作成し活用することとなった。

(2) 個別の指導計画の作成・活用

個別の指導計画は、作成した後、実施、評価していくことが大切である。実際の作成については、「第3章 障害のある児童生徒の理解と指導の実際」及び「LD・ADHD・高機能自閉症のある特別な教育的支援を必要とする子どもたちのためのQ&A」（平成16年3月千葉県教育委員会）、「資料編 個別の指導計画活用例」を参照のこと。

○作成手順（気づきから指導・評価へ）



4 各計画の見直しと取り扱い

(1) 各計画の見直し

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、あくまでも幼児児童生徒の支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、作成すること自体が目的ではない。そのため、支援の実施状況については、校内委員会等において定期的に見直しを図り、随時加筆・修正を行うことが大切である。

その際には、記録を基に目標の達成状況につながった支援内容及び妥当性などについて検証を行い、関係機関における具体的な支援内容の改善等を検討する。

(2) 取り扱い

作成された各計画の内容は、多くの個人情報を含むため、本人や保護者の同意なく、第三者に提供することはできない。そのため、活用や管理には十分な注意が必要である。各計画を基に関係機関等と連携をとる際には、保護者や場合によっては本人とも話し合い、どのような内容をどの範囲まで伝えるかについて共通理解の上で進める配慮も必要となる。また、各計画に記載された個人情報の漏洩や紛失がないように、あらかじめ保管場所、保存期間等も決めておく必要がある。

5 各計画の保存及び管理

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることが重要である。これらの計画に記載された個人情報が漏洩したり、紛失したりすることがないように、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理する。また、条例や法人の各種規定に基づき適切に保存されているものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考える。

<引用・参考文献>

- 1) 個別指導計画の作成とその実践（千葉県教育委員会）平成13年
- 2) 個別指導計画実践事例集（千葉県教育委員会）平成14年
- 3) 盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）（全国特殊学校長会）平成17年
- 4) 地域・家庭・学校のためのよくわかる「個別の教育支援計画」Q&A（全国特殊学校長会）平成17年
- 5) 個別の教育支援計画の策定に関する実際研究（独立行政法人国立特殊教育総合研究所）平成18年
- 6) 小・中学校における「個別の教育支援計画」作成の手引き（千葉県教育委員会）平成19年
- 7) 小学校・中学校学習指導要領（文部科学省）平成29年3月
- 8) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（文部科学省）平成29年3月
- 9) 教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）
（文部科学省初等中等局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）平成30年5月
- 10) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（文部科学省小等中等局長）平成30年8月

<参 考>

○個別の支援計画

個別の支援計画とは、生涯にわたり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援をするために作成する計画である。この個別の支援計画を学校や教育委員会などの教育機関が中心になって作成する場合に、「個別の教育支援計画」とよんでいるもので、概念としては同じである。

○個別指導計画

平成11年3月告示の盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領において、重複障害者の指導と自立活動に当たり個別の指導計画を作成することが義務づけられたが、千葉県では、より子どもを多角的にとらえ、総合的な指導を行うために、全ての領域・教科において作成する教育計画として、「個別の指導計画」ではなく「個別指導計画」の用語を使用し、作成と活用を進めてきた。

平成21年3月告示の特別支援学校学習指導要領に、各教科等の指導に当たって、個々の子どもの実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成することが規定されたことにより、千葉県においてこれまで使用してきた「個別指導計画」の用語を「個別の指導計画」として統一して使用することとした。